

# 前橋まえばし

季節の写真

## 運動会

秋空のもと、各地区で運動会やスポーツ大会が、いままたけなわ。——みんなの声を背に、力いっぱい走る。さあゴールも、もうすぐだぞ、がんばれ！ 校庭で、みんなが食べるおいしいママのおべんとうが待っている。



とじて保存しておいてください いつかまた お役にたつことと思います

## 納税証明など70円に

### 市手数料条例が改正

九月の市議会で「前橋市手数料条例」が改正され、従来一件または一枚五十円であった証明手数料が十月からそれぞれ七十円に改められました。

▽納税証明など 一件70円▽土地建物の証明 一筆または一棟につき70円▽資産証明 一件70円▽営業証明 一件70円▽身分証明 一件70円▽修学証明 一枚70円▽財産・納税等の管理人証明 一件70円▽公権および能力に関する証明 一件70円▽印鑑証明 一個につき70円▽文書受理に関する証明 一件70円▽公簿、公文書、図面に關する証明 一枚70円▽旅行証明 一枚70円▽種痘証明 一件70円▽埋・火葬証明 一枚50円▽農業証明 一件70円▽農地等の利用状況証明 一件70円その他事実に関する証明 一件70円▽公簿、公文書、図面の閲覧、照合 一回につき70円▽火災その他の災害証明 一件70円

### 住民票も70円

「前橋市住民票手数料条例」の一部も改正され、十月一日から、それぞれ次のおりとなりましたのでご承知ください。これらを郵便で申し込まれる場合は、料金を郵送で依頼は現金で

児童文化センターでは、十一月三日の「文化の日」を記念して、よい子のみなさんや一般の人たちのための楽しい催しを計画しています。おそろいでお出かけください。

児童文化センターでは、十一月三日の「文化の日」を記念して、よい子のみなさんや一般の人たちのための楽しい催しを計画しています。おそろいでお出かけください。

児童文化センターでは、十一月三日の「文化の日」を記念して、よい子のみなさんや一般の人たちのための楽しい催しを計画しています。おそろいでお出かけください。

児童文化センターでは、十一月三日の「文化の日」を記念して、よい子のみなさんや一般の人たちのための楽しい催しを計画しています。おそろいでお出かけください。

児童文化センターでは、十一月三日の「文化の日」を記念して、よい子のみなさんや一般の人たちのための楽しい催しを計画しています。おそろいでお出かけください。

## 広報手帳

□県民会館で「明るく正しい選挙推進大会」 市選挙管理委員会、市明るく正しい選挙推進協議会の主催で、十一月八日(木)午後一時三十分から県民会館小ホールで「明るく正しい選挙推進大会」をひらきます。前橋地方検察庁検事正、丸物彰さんの講演があります。多数のみなさんご参加をお待ちいたします。

□10月の「市民の茶席」 十月の例会は二十五日の木曜日、午前十時から午後三時まで中央公民館茶室でひらかれます。今月の茶席当番は前橋茶道会の関口宗都さん。十一月は十五日で小見友仙さんが当番。参加費は無料。ふだん着で初めての人もお気軽においで。

□記念講演と読書体験発表 第一回群馬県読書大会 県立図書館主催、市教委後援で十月二十五日午後一時から、大手町二丁目自治会館大ホールで第一回群馬県読書大会がひらかれます。作家保高みさ子さんの「生活と読書」と題する講演と読書グループ会員の体験発表があります。入場は無料。お誘い合せて多数ご参加を。

□刑務官募集 人事院・法務省では、ただ今「刑務官」を募集中です。犯罪者が再び罪を犯さないようにするため、職業指導をしたり、基礎的な学力を授けたり、人生相談に応じたりして、希望を失いがちな人に明日への希望を与える大切な使命をもつ仕事です。受験資格は昭和十九年四月二日から三十二年四月一日までに生まれた男子で、第一次・第二次試験は十一月九・十日、前橋刑務所で行なわれ、最終合格発表は明年三月八日です。希望者は十一月八日まで東京都港区南青山五―四―一四法務省東京矯正管区または前橋刑務所(南町一丁目三―七、電話21局四二四七)へ。詳しい問い合わせ、受験申込用紙の請求も前橋刑務所へどうぞ。

□県共済生活協同組合の火災共済契約増強期間 十一月一日から十二月三十一日まで、特別増強期間として加入をおすすめします。契約は一口十万円から二十口二百万円まで。期間は一年で、一口十万円に対する掛金は専用住宅で年二百円、店舗併用住宅で年四百円、作業所併用住宅が五百円、工場倉庫等が六百円です。申し込みは市役所厚生課内前橋支部事務局へ。

かいつつ 新しい市町村税となった

# 特別土地保有税

## 5千平方メートル未満は免税



さきの地方税法の改正で、市町村税として「特別土地保有税」という新しい税が設けられました。この税は「現に所有している土地」と「今後取得する土地」に課税するという、ふたつの課税方式がとられています。「現に所有している土地」とは、昭和四十四年一月一日以後に取得し、所有している土地であり、「今後取得する土地」とは、ことし七月一日以後に取得する土地のことで、これらの土地が課税の対象となります。この税は、納税義務者が市町村長に申告して納付することによって、地方税法の規定によって「ことし七月一日から十二月三十一日までの間の土地の取得については、来年の二月末日までに申告納付していただく」ことになっています。ただし、非課税土地をのぞくこれらの土地の面積が、本市の場合五千平方メートル(約千五百二十坪)未満の場合は、免税となっています。以下、この税のあらましについてお知らせしましょう。



赤城を背景に、伸びる前橋市街地。

□特別土地保有税の目的 最近の土地の異常な値上りを抑制し、地価の安定を目ざすという趣旨で創設された制度です。

投機的な土地買いをおさえ、あわせて正しい土地の供給・促進を

はかることも、その目的のひとつとされています。

□課税対象 課税の対象となるのは、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地、すなわち田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林

牧場、原野、その他の土地またはその土地の取得です。

□納税義務者 前記の土地の所有者または取得者が、納税義務者となります。

□非課税の範囲 課税の非課税については、①その土地が国または地方公共団体により取得され、または所有されているといった人的非課税②その土地の取得または所有が相続、法人の合併等による形式的な所有権の移転に対する非課税③取得または所有している目的に着目し、その土地が農林経営規模の拡大、工場の地方分散、環境の保全整備、住宅の建設等国の施策等に適合する用途に供されている場合の用途非課税——というように、それぞれ別個に非課税規定が設けられています。

□課税標準となる価格 課税標準となる価格は、その土地の「取得価格」です。

□課税標準額の計算 課税標準額は、次のとおり計算されます。

△土地に対して課税する場合 納税義務者が一月一日現在で所有する土地(非課税土地を除く)の取得価格の合計額が「課税標準」となります。

△土地の取得に対して課税する場合 納税義務者が一月一日前一年以内に取得した土地または七月一日前一年以内に取得した土地(非課税土地を除く)の取得価格の合計額が「課税標準」となります。

課税土地を除く)から、その土地の取得について特別土地保有税をすでに申告したか、または申告納付すべきであったものを除いたものの取得価格の合計額が「課税標準」となります。

この取得に対する土地保有税は昭和四十八年七月一日以後の取得については、地方税法で昭和四十九年二月末日までに申告納付することになっています。

□税率 土地の取得は百分の一、四、土地の取得の場合は百分の三です。

□免税点 この税は、土地の投機的取得および保有を抑制するために設けられたものです。したがって、零細な取得、保有については、この税を課すことは、本来の趣旨にそぐわないわけで、次のような「免税点制度」が設けられています。

△土地に対する場合の免税点 毎年一月一日現在で所有する土地の合計面積(非課税土地の面積を除く)が、次の基準面積に満たない場合は、課税されません。本市の場合は①に該当しますから、五千平方メートル未満の場合は免税となります。

①指定都市および東京都は二千平方メートル。

②都市計画区域をもつ市町村では五千平方メートル。

③その他の市町村の区域内では一万平方メートル。

△土地の取得に対しての免税点 一月一日前一年以内に取得した土地の合計面積または七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が、前記①②③の基準面積に満たない場合は免税となります。

□税額の計算

△土地に対する場合 課税標準額に、四割の税率をかけて得た額に、一・四割の税率をかけて得た額に、この額を限度としてこの土地にかかる固定資産税相当額を控除します。すなわち、固定資産税と二重課税となることをさけて、特別土地保有税として納める税額は、その本来の税額から固定資産税額を差し引いた残りの額とされているわけです。

△土地の取得の場合 課税標準額に三割の税率をかけて得た額から、この額を限度として、この土地に対してかかる不動産取得税相当額を控除します。これも二重課税をさける意味です。

□申告納付 この税は「申告納付」によることとされています。納税義務者は、納期限までに課税標準額、税額、その他の事項を記載した「申告書」を市町村長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければなりません。

□納期限 申告納付の期限は次のとおり決められています。

①一月一日現在、基準面積以上の土地を所有する者にかかる「土地に対する特別土地保有税」は、その年の五月三十一日まで。

②一月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者にかかる「土地取得に対する特別土地保有税」は、その年の二月末日まで。

③七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者にかかる「土地取得に対する特別土地保有税」は、その年の八月三十一日まで。

○この特別土地保有税についてのお問い合わせは、市役所市民税課(電話24局一―二内線二四五)へ。

■青色申告のおすすめ 営業や農業を営んでいるかたがたの税金納付にあたって、いろいろな特典があり、有利な「青色申告」をみなさんにおすすめています。おたくも、ぜひどうぞ。

## バラの見ごろは十月下旬から

敷島公園の「バラ園」

みなさんに親しまれている敷島公園の「バラ園」に、間もなく秋のバラが咲き出します。

秋のバラは、十月下旬から咲き出し、花の期間もながく、十一月中旬まで順々に咲きます。



みなさんのおいでを待つバラ園

また、バラ園には、多くの花木や庭木、生垣の見本、野鳥園などもあり、家族ついで楽しめます。

秋の一日を、みなさんおそろいでご観賞ください。

なお、展示館では十月二十日・二十一日にサボテン展示会、十一月三日・四日に盆栽展示会が行なわれます。

## 文芸講演会

中河与一さんを招いて



十月二十七日から十一月九日まで

市立図書館で、これを記念して、十一月十日(土)午後一時三十分から貿易会館大ホール(前橋商工会議所内)で「天の夕顔」の作家・中河与一さん(写真)の「文学に思うこと」と題する文芸講演会をひらきます。お誘いあつて、多数お出かけください。入場は無料。

南橋公民館に停本所

立図書館南橋停本所」が開設されます。実用書や読物、子ども本などが用意され、公民館へお出かけの際にみなさんが利用できるようになります。

利用は無料で、南橋地区の人なら、だれでも簡単に一人二冊十日間借りられます。

なお、城南、桂葉、永明、総社、元総社、芳賀、清里、下川淵、東の各公民館にも停本所がありますから、ご利用ください。

## ただいま建設中

募集は11月中旬予定

本年度の市営住宅は、広瀬団地に百七十四戸建設されますが、いま、この工事が着々とすすまっています。

入居希望のかたがたの募集は、十一月一日づけ広報紙に、くわしく掲載する予定です。なお、この募集は、既設市営住宅のうち、退居したため空住宅となったときに入室していただく人、つまり補欠者の募集にもなっていますので、この機会に洩れなく申し込んでください。

## あなたのごほうご

明るい職場づくりをして、生産性を高めよう——という目的で、市で無料の「労務診断」を行ないます。

診断希望の事業所は、十一月末日までに電話または直接、市役所工業課労政係へ申し込んでください。その際、事業所名、従業員数、業種、実施日時をお知らせください。

診断は始業前か昼休みとか、都合のよい時間に、従業員全員が集っていただき、質問票に記入していただき回収、企業の責任者の労務管理、職場設備等も調査、診断結果をまとめ、問題点を文書で明示します。

診断の対象となるのは製造業が二十五人から三百人以下、卸売業・小売業・サービス業が二十人から五十人以下のところとします。

神明—若宮—総社

市立幼稚園児募集

市立幼稚園では、来年の四月に入園する子どもを募集します。
募集園児数 ①神明幼稚園 ②若宮幼稚園 ③総社幼稚園 ④四歳児若千名 ⑤総社幼稚園 ⑥四歳児八十人・五歳児約三十人。

①願書交付が十一月五日から十日まで各幼稚園で。②受付期間が、十一月十二日から十七日まで各幼稚園で。③面接日が、十一月二十二日。④面接は、面接とごく簡単な身体検査を行ない

ます。定員を過ぎた場合は、抽せんして決定します。④入園者の発表は、十一月三十日の予定。
なお、入園についての詳しいことは、各幼稚園へおたずねください。

市立幼稚園の紹介

神明幼稚園
五歳級二百人が定員。歴史の長い幼稚園として、市の中央部にあり、神明宮や前橋公園の緑の木立りに囲まれ、恵まれた自然環境にありま

子どものための史跡・文化財めぐり「秋の史跡めぐりにあなたも参加しませんか」
十月二十八日(日)午前九時から午後三時まで、小学校五年生以上中学生四十人を対象。見学コースは、上原の郷倉、大胡城跡、産泰神社、前二子山古墳、大室城跡など(天候により多少の変更があります)。

講師は群大附属小教諭田島国明さん。参加希望者は、十月二十一日(日)午前九時から受け付けます。

あなたも書いてみましょう
勤労者生活文募集中

前橋市労働教育委員会主催、前橋市の後援で、勤労者を対象に、働く生活の実情、体験を通じての感想や考え方、将来の生活設計等を主体とした「勤労者生活文」を募集しています。募集期間を十一月三十日まで延長しましたので、ふるって応募ください。
種目は、作文(四百字詰原稿用紙五枚以内)と詩(四百字詰原稿用紙二枚以内)に分かれています。一人一編とし、未発表のものに限ります。応募作品には、氏名性別、生年月日、住所、職、勤務先と所在地を記入し、十一月三十日までに市役所工業課労働政務係(電話24局一〇一内線三〇四)へ申し込みください。

新着フィルム紹介
視聴覚ライブラリー

視聴覚ライブラリーに新しい映画フィルムがはいりました。利用したかたは、市教委社会教育課(電話32局六五三八)へお申し込みください。
老後を要する(高齢者用) 公書(一般用) 家庭とついで、わが家のおこづかい教育(家庭用) 子どもも会、小学生校外学習(少年教育用) 社会一年目の仲間たち(青年教育用) フィリップぼうやの一日(幼児教育用)

旧軍人恩給・扶助料
受給者のみなさんへ

このほど、恩給法の一部が改正され「今まで恩給年額計算の基礎に入れられなかった加算年を、在職年(実在職年)に算入を加えた年数」が四十年に達するまでを限度として、年額計算の基礎に算入することになりました。
この改正で、旧軍人の普通恩給または扶助料を受けている人たちは恩給年額がふえることになりました。ただし、それには受給者が、「改定請求」をしなければなりません。

青空車庫の取締り強化
前橋警察署で厳しく

前橋警察署では、この改正法が施行された六月以降、違反者に対して「警告指導」をしてきました。十月からはこの取締りを強化することになりました。
この法律で禁止されているのは「道路を自動車の保管場所として使用してはならない」という原則によって、①時間を問わず、道路上の場所を自動車の保管場所として使うこと②道路上の同一の場所に引続き十二時間以上の駐車をする間引続き八時間以上の駐車をするここと③が、厳しく禁じられています。みなさんも十分気を付けて正しい交通のさまたげにならないよう、ご協力ください。

フェニールケント尿症
フェニールケント尿症とは、生まれつきフェニールアラニンとい

フェニールケント尿症とは、生まれつきフェニールアラニンといふアミノ酸の分解ができない体質で、異常分解物質が脳をおかし精神薄弱になるといわれています。この病気が、早期発見と早期治療で予防ができます。次のような症状に注意してください。
①色白の赤ちゃんで、三、四か月ごろから髪が赤く、または金髪になる。②月がたつとともに次第に知能や動作の遅れが目だつ。③身体や髪がなんともいえない特有の臭がする。
検査は、毎月第一金曜日午前橋保健所で行なっています。生後六十日前後に尿検査をすると症状が発見できます。
○詳しいことは、市役所一階窓口センター(21番)母子健康相談係(電話24局一〇一内線二九六)へおたずねください。

市民文化財めぐり

十一月三日(文化の日)に文化財史跡めぐりを東部、西部、北部の三コースに分けて実施します。
東部コース 中央公民館、堀越古墳、大胡城跡、産泰神社、前中後二子山古墳、大室城跡、善寺、石山、城下公民館(昼食)、二之宮赤城神社、下長磯稲荷神社。
西部コース 中央公民館、宝塔山古墳、蛇穴山古墳、力田遺愛碑、二子山古墳、山王廟、石田玄圭墓、清里公民館(昼食)、金古宿、妙見寺、国分寺、総社神社本殿。
北部コース 中央公民館、岩神の飛石、上小出香集山、龍蔵寺、福守様、塩原塚、桂正田遺跡、芳賀公民館(昼食)、善勝寺、五代木福福様、上原郷倉城跡、堀の下正門寺古墳、片貝虚空蔵様、児童文化センター。
対象は市内在住の一般市民(幼児・小学生を除く)で、定員は各コースとも先着五十人までです。申し込みは、十月二十三日、二十四日の二日間、午前八時三十分から受け付けます。市教委社会教育課(千代田町一丁目八八)へ、直接お出かけのうえ申し込みください。費用は無料です。
なお、毎年希望者が多く一時間ほどで定員に達しますので、コースをきめて早めに申し込みください。当日は、午前八時中央公民館を出発、午後四時頃中央公民館で解散の予定です。小雨決行、昼食は各自でご持参ください。歩くところが多いので軽装でご参加ください。
○くわしくは、社会教育課(電話32局六五三八)へ。

児童文化センター案内

中川小学校教諭の杉本寿寿さんと川村明男さん。
参加希望者は、十月二十八日(日)午前九時から受け付けます。
料費二百円を添えて、直接センターへ申し込みください。定員になりしだい締め切ります。受講料、バス代は不用。
当日は、切り出したまたはカット

児童文化センター案内

十一月四日(日)午前九時から午後三時まで。対象は小学校四年生以上中学生まで四十人。講師は前橋第二中学校教諭中島孝守さん、

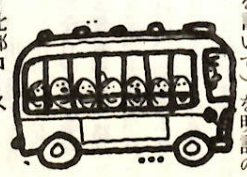
児童文化センター案内

桂萱中学校教諭大友卯平さん。
参加希望者は、十月二十四日に受け付けますから、電話または来館して直接センターへ申し込みください。
当日は、ぼうし、水筒、弁当、石を入れる袋、ハンマー、タガネ、(石をかくのにつかうげんこう)運動ぐつを用意してください。
○雨天、曇天の場合は翌日。
月曜の午後と火曜・祝日休み
電話24局二五四八番



菊の香りが漂う
老人福祉センター
10月25日から
ことしも、菊香る季節がやってきました。この季節になるとセンターは、菊の花でいっぱいになります。(菊愛好会)

市有施設めぐり
わたしたちのまちをバスに乗って、みんなで見学するおとなの社会科学習に参加ください。
見学の日
11月14日(水) 15日(木) 16日(金) 17日(土)
市庁舎中庭に12時50分までに集合、午後1時出発、5時に帰庁予定です。
申し込み
往復ハガキに住所、氏名、年齢職業と見学希望日(第一希望と第二希望)を書いて、を明記のうえ、十月末日までに大手町二丁目十一番一前橋市役所秘書課広報係へお送りください。
東部・西部・北部コース





### あなたがいこう

池田さんから30万円

朝日町一丁目池田一英さんは母堂の葬儀の香典返しの一部として三十万円をこのほど市の社会福祉施設の費用にと預託されました。

市では、社会福祉協議会が中心となり、新生活運動の一環として冠婚葬祭の簡素化をすすめている矢先でもあり、この善意の趣旨を生かして、現在江木町の赤城野荘敷地内に建設中の在宅障害児母子通園施設「たんぼぼ学園」の建設資金に使わせていただくことにいたしました。

### ポスター募集

交通安全対策論文募集

交通安全のなかでの交通安全対策のあるべき姿を、四百字詰原稿用紙十五枚以内にとり、十二月末日までに大手町一丁目一〇一、県庁県民課または市役所公害交通課へ。論文第一枚目に①論題②住所③氏名④年令⑤性別⑥職業(勤務先)をお書きください。賞金は特別賞一点三十万円、優秀賞二点各十万円、奨励賞三点各三万円です。詳しくは県民課(電話23局一〇一内線三三五)へお問い合わせを。

家族の日の普及ポスター・標語の募集 明るく、楽しく家庭づくりのために、毎月第一日曜日が家庭の日と決められています。この理解と普及のため、一般のみならず小・中・高校生を対象にポスター・標語を募集します。ポスターは両用紙四つ切に、ポスターカラー・えのぐで四色以内、標語は更紙(タテ二五×ヨコ一〇センチ)にたて書きで、各部門とも作品の裏面に住所、氏名、職業(小中高生は学校名・学年・組)を明記、地区の青少年健全育成会事務局(地区によって締切日が異なります)へお送りください。地区で選ばれた作品を市青少年室で選考、表彰するとともに最優秀作品は市内に掲示します。詳しくは、各地区青少年健全育成会または市青少年室(電話24局一〇一内線二九三)へお問い合わせを。

### 情報化社会

10月の生活教室

- 現金三千円 上大島町八九、大泉節子さんから交通遺児へ。
- 現金一万七千六百円 住吉町二丁目六十三、カトレア美容室(代表者井田好美さん)から。
- 電気マッサージ椅子八台 上小出町二六七、フジ医療器前橋営業所(代表者四木剛さん)から前橋老人ホーム、愛誠園、明光園へ。
- 卓球台一台 千代田町五丁目六一、船戸ゆかさんから上毛愛隣社へ。
- 衣類三十三点 下沖町四八三、柏倉銀成さんから。
- 単行本二十五冊 文京町一丁目二一九、下山俊雄さんから前橋老人ホームへ。

### 愛の目を

「アイバンク」受付中

現在、東京にある慶応病院には角膜移植をすれば目が見えるようになる人が一万二千人もいるようになります。この人たちに光明を与えるため市社会福祉協議会では、現在「アイバンク」に登録する人を募集しています。

本市、朝日町の故池田キクさんも、このアイバンクに自分の眼を提供し、目の不自由な人に役立つことができました。一人の人が、

二人の盲人に光を与えることができます。不幸な人たちのために、進んで奉仕された人は、市役所厚生課内、前橋市社会福祉協議会へお申し出ください。

### 初心者水泳講習会

温水プールで、初心者水泳講習会

温水プールで、初心者のための水泳講習会を開きます。各コースとも定員五十人で締切りますのでお早めに。

### 各種健康相談

母親学級

十一月六日、十三日、二十日、二十七日、午後一時から、妊娠四か月から八か月のかたを対象に、前橋保健所で行ないます。

妊婦検診

十一月十五日午後一時から二時まで前橋保健所で行ないます。

内容は尿蛋白、尿糖、血液検査、血圧測定、歯科検診、診察、妊婦体操の指導など。

### 祝日のゴミ収集休みます

十一月三日の「文化の日」のゴミ、キケン物収集は休みます。

ご面倒でも、次回の収集日までお待ちください。

### 昭和48年度秋期第2次登録と狂犬病予防注射日程表

月日	曜	9時30分～10時30分	11時～12時	1時～2時	2時30分～3時30分	
11月6日	火	芳賀公民館 昭和町三丁目飛石稲荷	南橋公民館 荒牧町公民館	田口町公民館 若宮町四丁目飯玉神社	川原町公民館 若宮町一丁目寄居稲荷	
7日	水	千代田町一丁目神明宮 江木駅前広場	昭和町一丁目(旧萩)公民館 桂萱公民館	城東町二丁目諏訪神社 三俣町事務所	三河町一丁目養行寺 西片貝町公民館	
8日	木	朝日町4丁目2号遊園地 文京町三丁目公民館	駒形町会議所 文京町一丁目児童公園	広瀬団地第一集会所 六供町八幡	朝倉町団地公民館 紅雲町一丁目巖島神社	
9日	金	清里公民館 清東公民館	高井町観音様 古市町第一公民館	総社公民館 元総社明神様	岩神町二丁目観民稲荷 中石倉町公民館	
12日	月	天川大島町愛宕神社 朝日町一丁目稲荷様	永明公民館 天川大島原町公民館	城南支所 小屋原公民館	西大室公民館 荒子町神社	
13日	火	青梨子町前原公民館 下川淵公民館	鳥羽町東部公民館 上川淵公民館	大利根町中央公園 南町三丁目淡島神社	江田町公民館 表町二丁目児童公園	
18日	日	市役所中庭 (10時～12時)	犬の登録料300円・注射代350円をお持ちください。注射通知書(はがき)を当日ご持参ください。			

### 詩のふるさと・前橋

萩原朔太郎

題字・伊藤信吉

### 小出新道

ここに道路の新開せるは直として市街に通ずるならんわれこの新道の交路に立てどさびしき四方の地平をきはめず暗鬱なる日かな  
天日家並の軒に低くして林の雑木まばらに伐られたりいかんぞ いかんぞ思惟をかへさん  
われの坂きて行かざる道に新しき樹木みな伐られたり

この詩は、高校の教科書にのっているほど有名な作品である。そのためか「小出新道(こいでしんどう)」はどこにあるのですか?



朔太郎がうたった岩神町の町並み

という質問をよく受けると、ある高校の先生が話してくれた。前橋には「小出新道」という地名はどこにもない。この言葉は萩原朔太郎の造語である。古くは、敷島公園のあたりを「小出河原」と呼んだ時代があった。しかし、この詩をみればそこをさしているとはいえない。たしかに朔太郎は、敷島公園付近を好んでよく散歩した。おそらく毎日のように足を向けたにちがいない。そのことは次の文章がよく語っている。  
「小出の林は前橋の北部、赤城山の遠き麓にあり(略)常に一人行き瞑想に耽りたる所なりしが、今その林皆伐られ、橋、柵、樵の類、むざんに白の下に倒されたり、新しき道路ここに敷かれ……」(「小出松林」)  
そこでもう一度詩にふれてみよ

住吉町交番前から大渡橋まで歩いてみることにしよう。道は一直線である。ささぎるものは何もない。道路の両側には、商店会の街灯が遠くまでつづき、街路樹のように林立していた。ところどころ、空につき出した信号機が赤や緑に点滅し、車はまっすぐに走って来ては次々に消えていった。やがて広瀬川を渡り、しばらくくくと、ゆるい勾配にさしかかる。風呂川を境に坂道になっていく。坂の下は岩神町三丁目。道はガツリンスタンドのところで三叉路になる。右に折れると、大渡橋、敷島公園。左にゆけば、前橋工業高校、幸の池。このあたりは桑畑や桃畑が点在し、人家のまばらな風景であったという。朔太郎の「小出新道」は、やはりこの三叉路から眺めた風景であろう。大渡橋、敷島公園にかけて、自然の林が開かれ、一方市の中心街に向って直線の道路が開通した。太陽の下になげ出された新しい道。そこには人影もない。詩人は自らの人をみる思いで「小出新道」をうたったことだろう。五十年の間、この道の往来も時代とともに変わった。空をみる。そこには秋を告げる大きな鱗雲が流れていた。